

第 3 次安城市男女共同参画プラン（案）へのパブリックコメントによる意見募集結果

| No. | 意見該当箇所 | 意見 | 市の考え方 |
|-----|----------------------|---|---|
| 1 | p 4 安城市DV基本 計画 | <p>1) 正式名称は愛知県の名称に習うなら「安城市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」となるのでしょうか？また略称は「安城市DV対策基本計画」になると思われかもしれませんがいかがでしょうか。</p> <p>2) 平成19年の『DV防止法』二次改正での「市町村基本計画」を受けての<u>位置づけ</u>ということですが本来であればやはり別に取り出してまとめられた「基本計画」からの抜粋として、第3次プランにも掲載され整合性が図られているという体裁にするのが妥当に思われます。</p> <p>たとえばp 66の「一時保護」「一時的に避難できる場所」「長期的な支援」をさらに具体的に裏付けとなる「計画」や職員向け対応マニュアルがなければ庁舎を挙げての、また年度を超えての周知徹底になりにくいのではないのでしょうか。</p> <p>もし、別冊で基本計画策定をしないのであれば、p 36の全体図とp 60～のDVの内容の部分に「安城市DV対策基本計画兼ねる」とかの表記が必要に思います。</p> | <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」で、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。」と定めているため、この法律に基づき、今回は、本プランの中で「安城市DV基本計画（安城市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画）」として位置づけております。</p> <p>今後、「安城市DV基本計画」を単独で位置づけるのか、男女共同参画プランの中に盛り込むのかについては、社会情勢をみながら検討していきます。</p> <p>また、本プラン中、p 4の4プランの位置づけで「安城市DV基本計画」として位置づける旨記載しておりますので、このままとします。</p> |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 2 | p 1 0 女性の参画状況 | <p>審議会等の女性委員の推移の図表が減少傾向なのは大変残念である。</p> <p>p 4 6の施策2 6を見ると市においてどの様に内容を通達され、どの様に生かされているか疑問を感じた。</p> <p>人材リストの搭載人員が少なかったか？わからないが。</p> <p>今後は是非しっかり登用率を上げる努力がほしい。</p> | <p>本プランの成果指標にも、「法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合」平成2 9年度までに3 2%を掲げています。</p> <p>この目標を達成するために、今後、審議会等を所管する関係課へ女性委員の積極的な登用を働きかけるとともに、人材リストの効果的な活用方法を検討していきます。</p> |
| 3 | p 1 0 図表 安城市議会議員の推移 | <p>4年に1度の選挙結果でありグラフの上下はあり得ないことなのでこの図表は必要ないと思う。</p> | <p>安城市の女性市議会議員の割合は、他市と比較しても低い傾向にありますので、図表においても掲載し、周知をしたいと考えます。ただし、時間軸を改選時期にした図表へ修正します。</p> |
| 4 | p 1 1 DVの相談状況 p 6 2. 1 7 (3 5) p 6 4. 1 8 (3 6) 8 1 | <p>減少傾向にあるからといって安心してはいけない。かえって「相談の少ないこと」が問題であり、窓口の周知（存在を知らないこと）、相談員の資質の向上（DVと認めているか？）が必要と思われる。</p> <p>(3 5)の施策に「相談員の資質の向上」を加えたい。</p> <p>DV対応窓口・DV相談担当者は、DV当事者が相談しやすく安心して話せる女性になっていますでしょうか。</p> <p>DV当事者の心理を理解すれば、重要さに気付きます。警察署でも、DV相談には、数少ない女性警察官が対応する事に決まっています。</p> | <p>p 6 4. 1 8 (3 6)により「相談窓口業務を充実する」と定めているため、p 6 2. 1 7 (3 5)の「相談業務の周知・啓発を進める」については、このままの表現とします。</p> <p>また、相談員の資質の向上は、2次的被害を防ぐためにも必要です。そのため、市役所相談室で実施している女性の悩みごと相談では、女性の相談員を配置し、相談員は、各種相談員研修を受講し、専門性を高めております。</p> |

| | | | |
|---|--------------------------|---|--|
| 5 | p 3 0 Ⅲ－3 | <p>母子関係の項目にD判定が多い。 このセクションの努力がなされているか？ たとえば、「来なかった」のは事実としても、育児支援家庭訪問に「行けなかった」のは問題である。 「育児支援訪問」はぜひ続けたいと思う。</p> | <p>育児支援家庭訪問事業（家事支援・訪問支援）については、市公式ウェブサイトにて情報提供を行っています。また、家事支援については、母子健康手帳交付時にチラシを配布しPRを行い、申請があれば家庭訪問をしています。訪問支援については、保健センターが行う赤ちゃん訪問時などに支援が必要と判断された家庭に訪問しております。</p> <p>今後も家庭訪問事業は、引き続き実施し、児童の養育について支援が必要な家庭に育児指導、家事援助等の支援を行ってまいります。</p> <p>（平成23年度より事業の名称を養育支援訪問事業に変更しております。）</p> |
| 6 | p 3 5 方針決定過程への女性参画の促進 | <p>本文8行目に「企業のひとつ」という表現があるようにこの方針決定という概念を、他の一般企業や町内会組織についても調査し、視野を広げて欲しい。</p> | <p>本プランを策定するための基礎資料とするために、一般企業に男女共同参画に関する調査を実施し、女性の役職者数や女性の役職者への積極的な登用への取り組み等を伺いました。今後も男女共同参画審議会や企業向け調査等で状況把握に努めてまいります。</p> <p>また、町内会組織についても、女性町内会長数は、毎年把握しておりますが、地域活動の分野で、役員に女性が大変少ないため、意志決定過程に女性が加わることができるよう、今後、町内会に対し情報提供を行いながら進めてまいります。</p> |

| | | | |
|---|-----------------------|---|---|
| 7 | p 3 6. 5 プランの体系 | 基本施策Ⅱ－3が新規に入ったことは大変評価できる。 この項目はぜひ「重点項目」としてほしい。 よって、p 5 1にも「重点項目」の記入をお願いしたい。 | 本プランの体系は、全ての項目が重要であると認識していますが、今回、基本施策Ⅱ－3「地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進」は新たに新規施策として定め、今後、女性の視点を入れた施策に取り組んでいきますので、本プランの中で特別に重点項目とはいたしません。 |
| 8 | p 4 5. 6 (1 1) 2 3 | 「公募市民」という言葉が理解しづらい。 公募に対して応募する市民 など | 審議会委員名簿や安城市公式ウェブサイトの情報では、「市民公募」という言葉で統一しているため、p 4 5. 6 (2 3) の施策についても「審議会等委員に市民公募の委員が増えるよう情報提供する」に修正します。 |
| 9 | p 4 6. 7 (1 2) 2 6 | PRするだけでは実効が上がらないと思う。ポジティブアクションにふさわしく、具体的数字が必要と考える。 | 本プランの基本理念には、一人一人が行動に移していくという「実行」を加えており、市においても、ポジティブアクションにより、積極的な改善を行っていきます。 具体的な数字としては、成果目標として、「法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合」の目標値を32%としています。また、「人材リストへの登載者数」の目標値を164人としています。 この目標を達成するために、今後、人材リストの活用方法等、さまざまな効果的な取り組みを検討してまいりますのでこのままとします。 |

| | | | |
|----|------------------------------------|--|---|
| 10 | p 4 7 II - 2 | 第3次プランには間に合わないと思うが、WLBについて是非とも「同一価値労働同一賃金」に象徴される男女の働き平等についての視点を入れて欲しい。昨年西尾市の「ばらネット」の交流学習会において同市の参画プランのダイジェスト版に明記されていることに感銘を受けた。 | 男女の働き方の平等についての視点は、男女共同参画社会を実現するために重要です。 そのため、性別や家庭事情にとらわれない就業・再就職を支援するよう男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法等の情報をチラシ等で啓発を行っていきますのでこのままとします。 |
| 11 | p 4 9. 9 (1 6) (1 7) (1 8) | この施策は、担当課を縦割りするのではなく、商工課・教育委員会・農務課・労働担当部署・生涯学習課などと市民協働課とのトータルな担当である事が望ましいと思う。 | 性別や家庭事情にとらわれない就業・再就職の支援については、担当課を縦割りするのではなく、市役所関係課との連携を強化し、また、愛知県西三河県民事務所や商工会議所などの関係機関とも連携を図りながら進めていきます。 |
| 12 | p 5 2. 1 1. (2 1) 4 7 3行目3字目 | (町内会長及び)を追加記入を望む 町内会長と町内公民館長を兼ねている町内があるため。 | 施策47は、「町内会の組織、また町内公民館長を対象とする」としており、はじめに町内会を掲載しているため、町内会長も含んでおりますので、このままとします。 |
| 13 | p 5 2. 1 1 (2 3) 4 9 | 強力に迅速に進めて欲しい。 現在女性行政が「さんかく21・安城」に集中しているように思う。 以前婦人会に集中していたことを憂えたと同じような事態にならないように配慮すべきだと思う。 ぜひとも積極的に進めてほしい。既存の「さんかく21・安城」以外にもネットワークができ、選択肢が広がることを望ましい。 | 男女共同参画を推進するにあたり、市と市民活動団体が協働していくことが重要です。2次プランでは、「さんかく21・安城」と協働し、さまざまな講座・フォーラム等を行ってきましたが、今後は、「さんかく21・安城」に限らず、地域団体や各種市民活動団体と協働することにより、各団体の特性を活かし、様々な事業を実施し、更なる男女共同参画の推進を図っていきます。 また、地域団体と市民活動団体相互のネットワークづくりの強化、協働事業が推進されるよう取り組んでいきます。 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 14 | p 5 2. 1 2 (2 5) 5 2 (2 6) 5 3 (2 7) 5 4 | <p>町内理事、評議員に女性委員が少ないことが問題である。</p> <p>各分野へ女性の視点を入れたいことは分かる、しかし町内会役員が自主防災役員を兼ねている町内会も多く、組織の中に女性が入れないのが現状である。</p> <p>その組織を打破し、どの様にして女性が入ることが出来るか、具体策を明記しないと問題解決につながらない。</p> <p>よって、クォータ制（割り当て制度）の導入を望みたい。</p> <p>（女性役員を確実に多くするために）</p> | <p>社会のあらゆる場で、女性の視点を入れることは、男女共同参画社会の実現に重要な意味を持ちます。そのため、地域における各組織の役員に女性が少ないことは、今後の検討課題とする必要があります。</p> <p>地域活動の分野で、役員に女性が大変少ないため、意志決定過程に女性が加わることができるよう、今後、現状把握を行いながら、効果的な取り組みを検討していきます。</p> <p>また、クォータ制（割り当て制度）などの制度についても、今後、町内会に対し情報提供を行っていきます。</p> |
| 15 | p 6 1 8 行目 | <p>中高生へのアプローチが必要な時代になっている。</p> <p>これから家庭を築いていく 中高生 を含む 若い世代に・・・と具体的に入れて欲しい。</p> | <p>本プランの中でも、デートDVについて用語解説を掲載し、また、本プランの新規施策として、p 6 2 施策 7 5 に「児童・生徒向けにデートDVに関する内容のリーフレット等を作成・配布し、周知を行う」を掲げ、若い世代に向けた積極的なPRを実施していきますのでこのままの表現とします。</p> |

| | | | |
|----|-------------------------|---|--|
| 16 | p 6 2. 1 7 (3 4) 7 5 | <p>リーフレット配布だけでなく、人権問題でありコミュニケーションの問題でもあるため、いじめ根絶と同様に実際の教育現場への出前講座や教育者や保護者向けの研修が同時に行われることで効果を上げることができるように思います。「周知」の効果測定は配布のみではなかなか図りにくいものです。また「児童・生徒向け」と一括の表記ですが、命の尊さや思いやりの教育の積み重ねの延長線上に「デートDV」の理解もあるため「児童」と「生徒」とは当然プログラムも段階的に作られるべきものでしょう。</p> <p>担当課に学校教育課等の記載がないため徹底されるのか疑問が残ります。(p 4 1 (4) 1 0. 1 1「男女平等意識を育む保育・教育を進める」の部分では学校教育課が担当課として上がっていますのでその部分に盛り込むこともできそうですがいかがでしょう。)</p> <p>p 5 6の6 4「…学童期・思春期の発達段階に応じた…」の部分で例えば「デートDV」の出前講座を加えたり、6 2「思春期保健相談窓口」・6 3「性の悩み」の部分に「デートDV」被害の視点を意識することが重要です。</p> | <p>これまでの若年者向けの啓発については、市内中学3年生に男女共同参画全般に関するリーフレット(DV含む)を配布していましたが、今後は、デートDVについても周知を図っていきます。</p> <p>小学校の現場においては、人権問題としてのDVに関し情報提供を行っていきます。中高生に対しては、わかりやすいデートDVのリーフレットを作成・配布し、周知を図ります。学校教育課に対しても同様に情報提供を行っていきます。</p> <p>また、実績のある市民活動団体や各種関係機関とも協働し、デートDVに関する出前講座や各種イベントの開催を検討していきますので、このままとします。</p> |
|----|-------------------------|---|--|

| | | | |
|----|--|--|---|
| 17 | <p>p 6 2. 1 7 (3 4) 7 6</p> <p>p 6 7. 女性関連図書の 蔵書冊数</p> | <p>1) DVDのある場所、タイトル名、貸出システムなどを「出前講座」の一覧やDV防止月間等機会をみて広報し整えた結果どれだけの活用があったのかも記録し成果の測定に役立ててほしいと思います。</p> <p>2) 図書館で書籍だけでなく女性関連のDVDの充実を希望します。『ウィルあいち』ほどは配置できないにしても、女性センターがない代わりに女性の生き方や子育て、介護、仕事、DV、人権などコーナーにまとめることは啓蒙啓発として有効に思います。</p> | <p>貸し出しDVD等の一覧は、現在、安城市ウェブサイトに掲載しております。その他の啓発方法については、今後効果的な方法を検討し、啓発に努めたいと思います。</p> <p>また、図書館における女性関連の書籍、DVDの充実、及び啓発コーナーについては、現在の図書館では、スペースの確保が難しいですが、新しく建設する図書館構想の中で、今後、男女共同参画に関する啓発コーナーを設けるなどの取り組みを考えていきたいと思います。</p> |
|----|--|--|---|

| | | | |
|----|---------------------------|--|--|
| 19 | p 6 4. 1 8 (3 6) 8 0 | <p>女性悩みごと相談から、人権相談に担当が替わっているのでは。</p> <p>ミニパンフレット（DV）を地区公民館等の女子トイレに設置の確認と、ミニパンフレット（DV）記載内容の確認を。</p> | <p>「女性悩みごと相談」でも、家庭・結婚・離婚・男女問題等女性を取りまく困りごと、悩みごとに関する相談を安城市役所相談室で実施しています。</p> <p>また、ミニパンフレット（DV）については、市役所及び地区公民館等への設置の確認を随時行っていきます。また、内容についても随時に見直しを行います。</p> |
| 20 | p 6 4. 1 8 (3 6) 8 1 | <p>広報あじょうの15日発行分、その月の相談窓口のページに、DV相談の記載がない。</p> <p>誰もが見え、毎月発行され、又、相談者が最初に探す、分かりやすい場所です。</p> <p>明記する事で、相談者が簡単に探せ、毎月DVの文字が載ることで啓発にもなり、効果的だと思います。</p> <p>安城市HPの相談窓口、各種相談、市役所相談室の中には、DV相談が出てきません。</p> <p>探しにくいです。</p> | <p>「DV相談」という名称にすると、その窓口を訪れた相談者がDV被害者として特定されてしまいます。そのため、「女性悩みごと相談」とし、相談内容が周りに分からないよう配慮しています。</p> <p>ただし、DV相談の啓発は、毎年、広報あじょう11月号での女性に対する暴力をなくす運動期間のPRと合わせて相談窓口の周知、また各施設等へのミニパンフレットの設置等を行い、DV相談窓口の周知を図っています。</p> |

| | | | |
|----|----------------------------|--|--|
| 21 | p 6 4 . 1 8 (3 7) 8 3 | D V 当事者を見つけやすい環境ある医療機関との連携も。 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の中で、「医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疫病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。」としており、D V 被害者を医療機関が発見した場合、警察を通して、市役所D V 担当課へ情報提供をいただいています。今後も、各種D V 関係機関との連携を図りながら、D V 被害者の早期発見に努めていきます。 |
| 22 | p 6 6 . 1 9 (3 8) | 1) 8 6 「被害者を早期発見することができるよう」とありますが発見だけでなく被害者の心情に配慮した対応がとれるためにも研修の実施は大切になります。それが二次被害の防止につながるためです。 2) 8 7 医療機関や福祉機関との連携は連絡協議会では当然あるかと思いますが、明記されませんか。 | 1) 被害者の早期発見及び二次的被害を防ぐため、市職員・教職員に対し、D V に対する認識を深めるための研修を今後も実施していきます。 2) 「安城市虐待等防止地域協議会」に医療機関や福祉機関を含んでいるため、施策には特別に明記せず、このままとします。 |

| | | | |
|----|-----------------|--|--|
| 23 | p 7 1. 1 (3) | <p>「市民、<u>市民団体</u>、事業者…」としたほうが「協働」にマッチしていると思います。推進体制イメージの図も市民のところ「・市民団体」を加えたほうがいいかと思います。(NPOは事業者に含まれているのでしょうか。国の第3次男女共同参画基本計画では推進体制として明確に「NPO、NGO、地縁団体との連携強化」とあります。)</p> | <p>p 7 1. (3) は、安城市男女共同参画推進条例で定めている役割(市民、事業者、教育関係)と合わせています。</p> <p>また、NPOは、事業者に含まれ、市民団体は、活動の範囲に応じて、市民に含まれる場合も、事業者に含まれる場合もあります。</p> |
| 24 | 全体 | <p>DVに関して、外国人、高齢者、障害者に対する文言がありませんが、基本計画の位置づけにすると、そのあたり言い及んでおく必要を感じます。</p> | <p>高齢者や障害者については、DVとは別に、高齢者虐待、障害者虐待として、「安城市虐待等防止地域協議会」の中の高齢者部会、障害者部会で実務者及びケース検討会議を重ねて状況把握を行い、対策を練っていることから、本プランのDVに関する事項の中には、記載しておりません。</p> <p>外国人については、DVパンフレットの外国語版を関係課の窓口を設置するなど啓発を行っていますが、基本的には、日本人も外国人も市民に含み、同じ取り扱いとしているためこのままとします。</p> |
| 25 | 自由意見 | <p>これまでの2回はプラン策定のための懇話会ができては消えていたのが歯がゆかったのですが、条例ができたことで常設審議会により今後も見えていかれることを高く評価します。</p> | <p>今後も、安城市男女共同参画推進条例に基づき開催する男女共同参画審議会において、男女共同参画プランの策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議してまいります。</p> |

